
不在者財産

管理人選任事件手続案内シート



札幌家庭裁判所

不在者（従来の住所または居所を去って帰ってくる見込みのない者）が財産管理人を置かない場合に、家庭裁判所が利害関係人等の請求によって財産管理人を選任し、家庭裁判所の後見的監督の下で、管理人が不在者に代わって、不在者の財産管理や財産処分又はその保存行為を行う制度をいいます。

この制度の趣旨・目的は、

「不在者の財産を管理・保全すること」という点にあります。

注意！

- 1 不在者は、必ずしも生死不明であることを要しません。
- 2 生死不明であっても、死亡が証明されるか失踪宣告が確定するまでの間は、不在者とされます。

このような場合に不在者財産管理人が必要になります

- ① 親族が亡くなり、相続人の中で遺産分割協議を行いたいのだが、相続人の1人が行方不明のような場合。
 - ② 不在者名義の不動産（土地・建物）につき、時効取得を主張する者が不在者に対し、不動産の所有権確認訴訟や移転登記手続訴訟を提起したい場合。
 - ③ 不在者名義の不動産（土地・建物）に抵当権を設定している債権者（抵当権者）が、当該不動産の不動産競売手続を申し立てたい場合。
- ※ これら以外にも不在者財産管理人が必要となる様々なケースがあります。

不在者財産管理人にはこのような権限があります

不在者財産管理人は、不在者の法定代理人とされますが、「権限の定めのない代理人」と同様の権限を有することになります。

すなわち、管理人の権限は、管理する財産の保存行為、管理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内での利用改良行為のみに限定され、これらの範囲を超える行為（財産処分、遺産分割協議、契約など）については、家庭裁判所に対し「権限外行為許可の申立て」を行い、あらかじめ許可を得た上で行う必要があります。

注意！

※ 申立人が財産管理人候補者を立てることは可能ですが（申立書に「財産管理人候補者」記載欄があります）、必ずしもその候補者が選任されるとは限りません。管理財産の規模、予想される不在者財産管理人の業務に応じて、場合によっては専門職（弁護士、司法書士等）が選任される場合があります。

Q & A

Q. 申立人となり得る人は「不在者との間で法律上の利害関係を有する者」とのことですが、具体的にどのような人があたるのでしょうか？

A. 例として、以下の者が「法律上の利害関係を有する者」といえます。

- ① 不在者とともに共同相続人となっている者
- ② 不在者の債権者、担保権者
- ③ 不在者の財産を時効取得した者
- ④ 生命保険の解約や満期保険金の受取を目的とする者
- ⑤ 境界確定を求める隣地所有者
- ⑥ 不在者の財産を買収しようとする国、地方公共団体
- ⑦ 不在者の債務者

Q. 不在者が共同相続人である場合の遺産分割協議を目的として申立てをしたいのですが注意する点は何ですか？

A. 以下の点をご注意ください。

- ① 事前に他の相続人と協議し遺産分割協議案を作成してください。その遺産分割案は、不在者の法定相続分が確保されていることが必要です。
仮に相続財産が不動産のみであり、現物分割が相当でないとした場合には、代償分割・換価分割を検討することになります。
- ② 相続人を確定する必要がありますので、被相続人（亡くなった方）の出生から死亡までの戸籍と被相続人から相続人の現在の戸籍につながる戸籍が必要になります。

Q. 不在者が所有している不動産のみの管理又は処分をしてもらいたいのですが可能ですか？

A. 不在者の特定の財産だけの管理・処分を行うことはできません。

不在者財産管理人は、不在者の帰来時までの間について、不在者の財産全般の管理を行うものであるため、不在者の個別の財産のみの管理及び処分を行うことはできません。

不在者財産管理人は、選任後、不在者の財産調査を行い、不在者が所有しているすべての財産について管理します。

Q. 費用はどれくらいかかりますか？

A. 以下の費用が必要となります。

- ① 予納金（管理予定財産から管理人報酬が見込めない場合には、申立て後、不在者財産管理人の行う業務に照らして、裁判官がその金額を決定します。）
- ② 申立手数料 800 円（収入印紙を申立書に貼付）
- ③ 郵便切手 1950 円
（内訳 500 円×2 枚、110 円×8 枚、50 円×1 枚、20 円×1 枚）
※郵便料（現金）での納付も可能です（2000 円）が、現金を郵送する方法で納付することはできません。郵便料（現金）での納付の方法等は裁判所にお問い合わせください。

申立てにあたって・・・

【memo】

【申立前に確認してください！】

- ① 不在者の所在は本当に不明ですか？（不在者の戸籍附票などを取得し、現在の住所を調査してください）
- ② 不在者につき失踪宣告の要件（普通失踪 - 7年 特別失踪 - 1年）を満たしていませんか？満たしている場合は、失踪宣告の申立てについて検討してください。 ※あくまで不在者財産管理人選任は不在者の失踪宣告までの暫定的手続です。

Check!

- ☐ 管轄:不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所。
上記が不明な場合は、不在者の財産所在地または東京家庭裁判所
- ☐ 申立人:利害関係人(法律上の利害関係)または検察官
- ☐ 申立手数料:収入印紙800円
- ☐ 郵便切手:合計1950円
(内訳 500円×2枚, 110円×8枚, 50円×1枚, 20円×1枚)
- ☐ 申立てに必要な書類

○ 申立書1通(定型書式あり)

【申立人関係】

- 申立人が法人の場合には法人登記簿謄本

【不在者関係】

- 不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)
- 不在者の住民票または戸籍附票(職権消除されている場合を含む)
- 不在者の不在を証明する資料

例)「あて所尋ねあたらず」「転居先不明」で返戻された郵便物の写し(※「不在」は不可)

- ・家出人捜索願受理証明書写し
- ・不在者の居住地にかかる現地調査報告書
- ・親族からの事情聴取書 等

- 判明している限りの不在者の財産目録及びその疎明資料

例)預貯金通帳写し、不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書

【利害関係を明らかにする資料】

- 債権者申立ての場合、債権の存在を明らかにする借用書や消費貸借契約書等

- 不在者を相続人とする遺産分割を目的とした申立ての場合

- ・遺産分割協議書案(不在者の法定相続分が確保されていること。事前に相続人の合意を得ていること。)
- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍及び各相続人につながる戸籍(相続人を確定できること)
- ・相続関係図
- ・被相続人の財産目録(遺産分割の対象となる財産)

【財産管理人関係(候補者がいる場合)】

- 財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票

家事事件手続法 145

家事事件手続法 7, 家事規則 6

民法 25

民訴費用法 3, 同法別表第一の 15

※提出いただく戸籍謄本等は
発行から3か月以内のものを
提出してください。

不在者財産管理人選任手続の一般的な流れ

